

令和9年4月に市外の保育所等の利用を希望する方へ

保育所等…認可保育所、認定こども園（保育利用）、家庭的保育事業、小規模保育事業等の施設・事業

申請時点で港南区にお住まいの方で、横浜市外の保育所等の利用を希望する方へのご案内です。

転出予定がありますか？

1 利用開始日の前日までに市外への転出予定がある

⇒転出先の市区町村に直接申請ができます。

申請方法、必要書類、申請締切日については転出先の市区町村にお問い合わせください。

横浜市内の保育所等も希望する場合は、4月申請では二次利用調整から対象になります。

注意 転出先の市区町村に転入することが分かる書類が準備できない等で、転出先の市区町村に直接申請ができない場合は、2の取扱いになります。

※現在、港南区の保育所等に通われている方へ

市外保育所の直接申請をする際は、港南区こども家庭支援課へお知らせください。

2 市外への転出予定がない

⇒港南区を通して希望先の市区町村に利用申請を行います。

希望する市区町村の必要書類、申請締切日を確認してください。

必要書類は申請締切日の1週間前までに港南区こども家庭支援課に提出してください。

オンライン申請・郵送による申請はできません。

申請先：港南区こども家庭支援課

必要書類：申請に必要な書類＋希望先の保育所等のある市区町村が求める書類

○お問い合わせ先：

港南区こども家庭支援課保育担当 TEL：045-847-8498 FAX：045-842-0813

受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで（土日祝日除く）

○港南区ホームページ

「保育サービスの紹介・保育所等の利用申請」



○横浜市ホームページ

「令和9年度に保育所等の利用を希望する方へ」

